



松戸市総合計画

後期基本計画

いつしよに創ろう！
私たちの明るい未来



イマジンまつど
～私たちの明るい未来をつくる～

平成23年4月 松戸市

松戸市総合計画

後期基本計画

いつしよに創ろう！
私たちの明るい未来



イマジンまつど
～私たちの明るい未来をつくる～

平成23年4月 松戸市



松戸市長

本郷谷 健次

市民が主役の魅力あるまつど

——いっしょに創ろう！ 私たちの明るい未来——

松戸市では、平成10年4月に松戸市総合計画を策定し、住んでよいまち・訪ねてよいまちをめざして、まちづくりを進めてきました。平成22年度をもって、総合計画のうち前期基本計画が計画期間満了となることから、平成20年度から3年間かけて、後期基本計画(計画期間：平成23年度～32年度)を策定してきました。

今回の計画策定にあたっては、できるだけ多くの市民や職員の参加により、一緒に明るい未来を創り上げようと、「イマジンまつど～私たちの明るい未来をつくる～」として、さまざまな取り組みをしてきました。こうした取り組みをしてきた背景としては、次の2つのことがあります。一つは、変化が激しく、問題が複雑で正解が見えない時代にあっては、多くの人々の参加なくしては、解決策を見出せないということです。そして、もう一つは、計画に描いた明るい未来像を実現するためには、行政が全力を尽くすのはもちろんですが、多くの市民の皆様と一緒に取り組んでいくことが不可欠であるということです。

この計画では、10年後のめざしたい未来像として、「自分たちのまちは自分たちでつくる元気な街」「住んでいるのが誇らしく思える街」「みんなの協力で賑わいのある街」を示し、その実現のため、5つのリーディングプランを推進していくことにしています。具体的には、実施計画において設定する戦略プロジェクトをスピード感をもって推進していくことで、松戸の都市ブランドを高めていきたいと考えています。

また、この計画の特徴として、政策ごとに、めざそう値を設定することで成果目標を明確にするとともに、市民と行政それぞれの役割を定め、多様な方々に担い手になっていただきたいことの意味を明確にしました。

そして、この計画書ができる間際の平成23年3月11日に、東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震による被害から復興するためには、財政的、経済的な問題もありますが、それ以上に、私たち一人ひとりの生き方が問われているように思います。この計画づくりの中で、市民と職員が膝を交えて話し合い、今後、大切にしたいことを5つあげました。それは、「希望」「人と自然との共生」「地域とのつながり、人とのつながり」「価値観を認め合う」「やさしさ・思いやり」です。今、改めて、こうした想いを皆が持てるような社会にすることが本当に重要な課題であると感じています。市民の皆様とともに、「市民が主役の魅力あるまつど」に向けた取り組みを進め、松戸の明るい未来を一緒に築いて参りたいと思います。

第2章 政策展開の方向

| | |
|---|-----|
| 第1節 連携型地域社会の形成 | 33 |
| 1. 市民と行政の協働を推進します | 34 |
| 2. 一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくります | 37 |
| 3. 男女共同参画の地域社会をつくります | 39 |
| 第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現 | 41 |
| 1. 健康に暮らすことができるようにします | 42 |
| 2. 病気や障害、高齢などを理由に生活に支障があっても、自立した生活が送れるようにします | 47 |
| 3. 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるようにします | 51 |
| 4. 市立病院として高度で良質な医療を提供します | 55 |
| 第3節 次代を育む文化・教育環境の創造 | 58 |
| 1. 子どもたちが自らの将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得られるようにします | 59 |
| 2. 生涯学習やスポーツを楽しむことができますようにします | 64 |
| 3. 国際的な広い視野と平和を愛する心が生まれ、 松戸の歴史や文化・伝統が保持され、後世に伝えられるようにします | 68 |
| 第4節 安全で快適な生活環境の実現 | 72 |
| 1. 災害に対する不安を減らすようにします | 73 |
| 2. 火災等の災害から市民生活を守ります | 76 |
| 3. 救急救命が必要になった市民の生命をつなぎます | 80 |
| 4. 環境にやさしい地域社会をつくります | 84 |
| 5. 犯罪や事故のない安全で快適な市民社会をつくります | 90 |
| 6. 緑と花に親しむことができますようにします | 94 |
| 第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興 | 98 |
| 1. 地域産業を振興し、豊かな経済活動ができるようにします | 99 |
| 2. 個性を活かし、能力を発揮して働くことができますようにします | 104 |
| 3. ゆとりを感じるまちに住むことができますようにします | 108 |
| 4. 誰もが安心してスムーズに移動できるようにします | 112 |
| 5. 安全な河川に整備し、きれいな水とふれあえるようにします | 116 |
| 6. いつでも安心して水道水が使えるようにします | 120 |
| 第6節 都市経営の視点に立った行財政運営 | 122 |
| 1. 市民ニーズに基づく行政経営を行います | 123 |
| 2. 財源、財産を適正に管理し、配分します | 128 |

| | |
|----------------|-----|
| 第3章 計画の推進にあたって | 132 |
|----------------|-----|



基本構想

| | |
|-----------------------|-----|
| 序章 | 134 |
| 第1章 基本理念 | 134 |
| 第2章 松戸市の将来像 | 135 |
| 第3章 まちづくりの基本方針 | 136 |
| 第1節 充実した生活都市づくり | |
| 第2節 活力ある交流都市づくり | |
| 第3節 調和のとれた土地利用 | |
| 第4章 施策の大綱 | 138 |
| 第1節 連携型地域社会の形成 | |
| 第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現 | |
| 第3節 次代を育む文化・教育環境の創造 | |
| 第4節 安全で快適な生活環境の実現 | |
| 第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興 | |
| 第6節 都市経営の視点に立った行財政運営 | |



資料編 1

| | |
|------------------|-----|
| 用語解説 | 142 |
| めざそう値の指標解説 | 145 |



資料編 2

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 松戸市総合計画後期基本計画策定基本方針 | 156 |
| 2 後期基本計画策定の流れ | 162 |
| 3 主な取組みと成果 | 163 |
| 4 後期基本計画策定の経過 | 165 |
| 5 市民参加・職員参加の記録 | 171 |
| (1) イマジンまつど | |
| (2) あなたの想いを聴くインタビュー（市民編） | |
| (3) 松戸市の未来を考える市民フォーラム | |
| (4) まつど未来づくり会議 | |
| (5) まつど・こどもフォーラム | |
| (6) タウンミーティング ～来て、知って、考え、語り合う私たちの未来～ | |
| (7) あなたの想いを聴くインタビュー（職員編） | |
| (8) 職員みんなの対話会 | |
| (9) 政策テーマ別検討チーム | |
| 6 まつど未来づくり会議提言書 | 187 |
| 7 各種会議名簿 | 207 |
| (1) まつど未来づくり会議 | |
| (2) あなたの想いを聴くインタビュー（市民編）にご協力いただいた方々 | |
| (3) 第 18 期松戸市議会議員 | |
| (4) 後期基本計画策定会議（庁内） | |
| (5) 後期基本計画策定会議 作業部会（庁内） | |
| (6) 政策テーマ別検討チーム | |

序論

後期基本計画策定の前提

第1節—— 後期基本計画策定の背景

松戸市では、平成10年(1998年)4月に、「松戸市総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)」を策定しました。そして、これまでの成果を受け継ぎながら、少子・高齢化などの課題に的確に対応し、21世紀の本市においてのより豊かな市民生活の実現をめざしてきました。

「基本構想」は、平成10年度から平成32年度までの23年間の構想ですが、「前期基本計画」は、平成10年度から平成22年度までの13年間の計画です。そこで、今後の本市のあるべき姿である「基本構想」の実現を図る施策の方向を示すため、「後期基本計画」を策定します。

第2節—— 基本構想の理念・将来像

「基本構想」では、本市のまちづくりを行うにあたり、次の3つを基本理念としています。

- 1 人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち
- 2 快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち
- 3 地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち

また、基本理念に基づき、西暦2020年(平成32年)の松戸市の将来像を

「いきいきした市民の舞台」

「ここちよい地域の舞台」

「風格ある都市の舞台」

のあるまち・松戸 と設定しています。

そして、「次代を担う子どもたちのふるさと・緑花清流による松戸の創生」を合言葉に、市民・事業者・行政が一体となり、真の豊かさを感じることができる3つの舞台が調和した松戸「住んでよいまち・訪ねてよいまち」をめざしています。

第3節—— 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

「基本構想」は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、平成10年4月に策定されました。

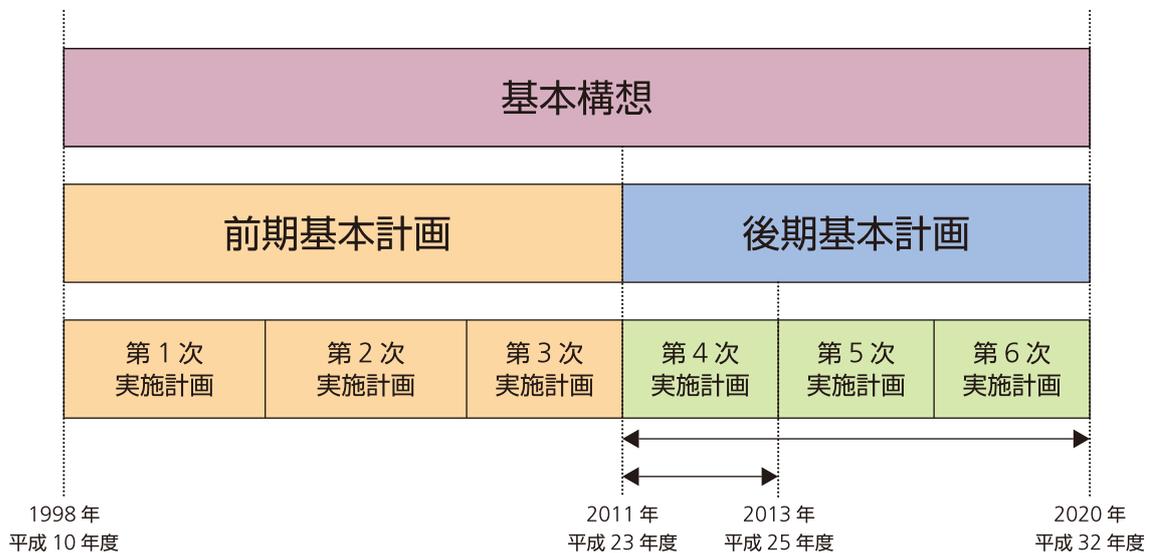
基本構想の期間は、平成10年度(1998年)から平成32年度(2020年)までの23年間です。

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものです。

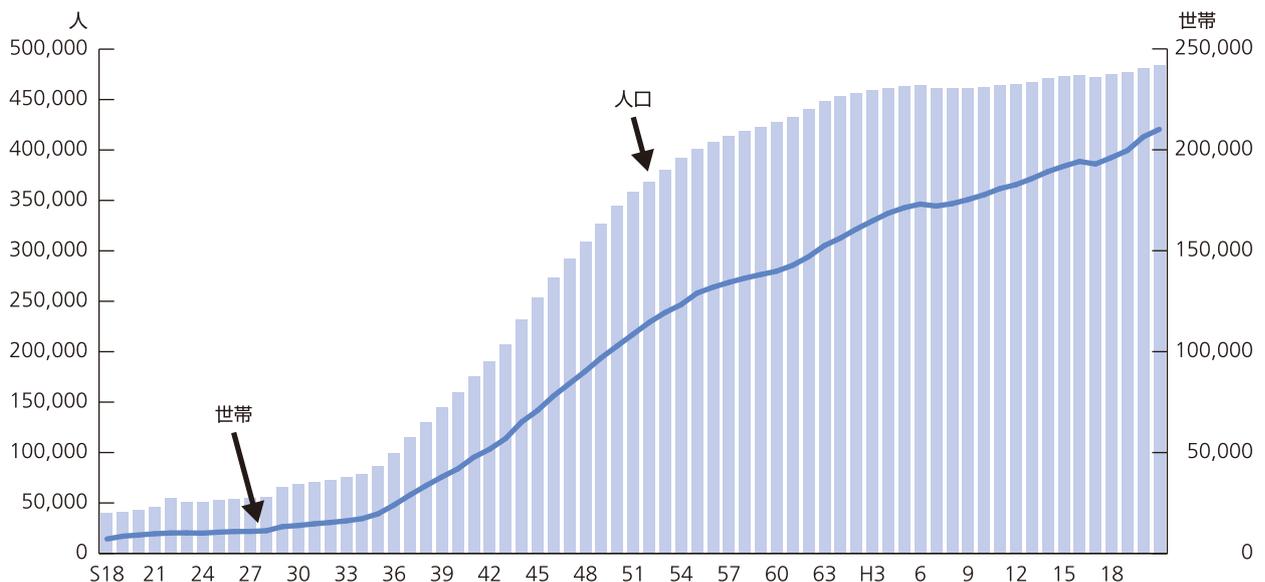
後期基本計画の期間は、平成23年度(2011年)から平成32年度(2020年)までの10年間です。

「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。

後期基本計画の期間においての実施計画は、平成23年度(2011年)から3か年ごとに策定します。



図表01-1 人口と世帯数の推移



出典：松戸市統計書、各年10月1日

第4節—— 前提となる社会的潮流

1 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の中位推計^{*1}によれば、日本の総人口は、平成32年において、12,274万人であり、平成17年に比べて503万人減少する推計となっています。そして、32年時点での年少人口(0～14歳)割合は、10.8%で、17年比で3ポイントの低下、同じく、老年人口(65歳～)割合は、29.2%で、9ポイントの上昇となっています。

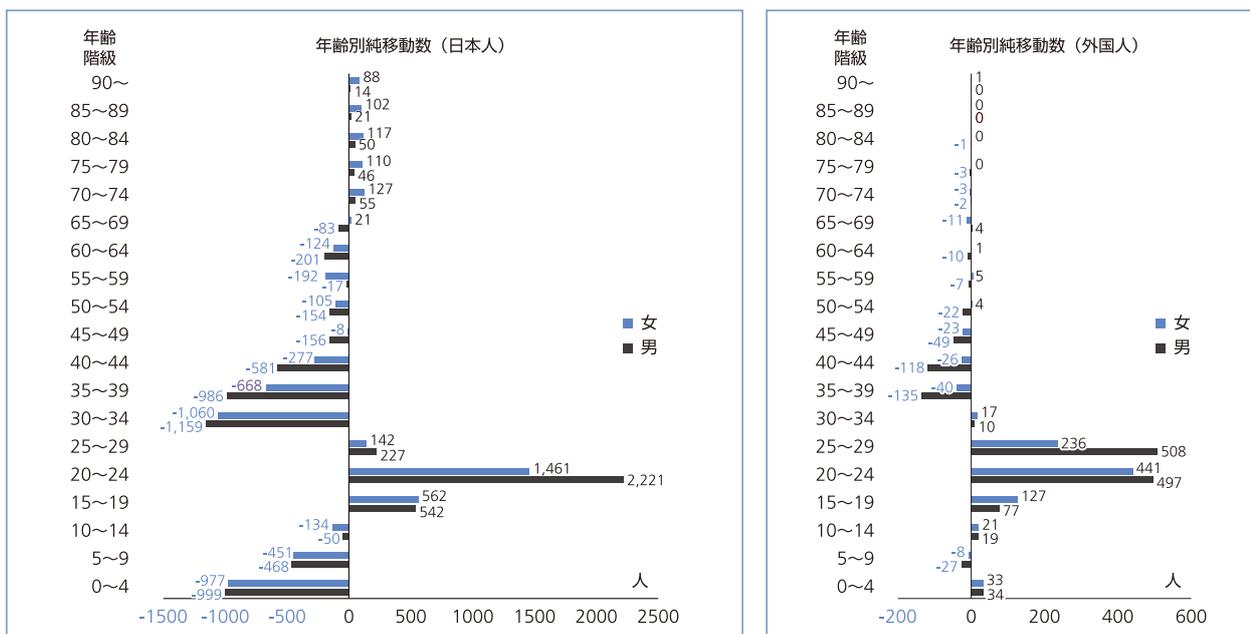
本市の平成21年10月1日の常住人口^{*2}は、484,194人であり、総合計画スタート時点の平成10年10月1日の462,297人と比べて、約5%増加しています。平成21年時点の年少人口割合は、13.4%で、10年比で1.2ポイントの低下、同じく老年人口割合は、19.6%で、5ポイントの上昇となっています。なお、平成21年1月に、コーホート要因法^{*3}により松戸市人口推計を行った結果を常住人口ベースで勘案すると、平成32年の人口は、473,615人です。その時点での年少人口割合は、9.8%、老年人口割合は、26.6%となっています。

こうした将来の推計や下図に示す年齢別の純移動数をみても、本市の課題としては、いかに、若年層、子育て世代にとって魅力のある都市となりうるかです。20代で松戸に転入してきた人たちも松戸で子どもを産み育ててくれるような、また、松戸で子どもを産み育てたいので、松戸に転入したくなるような街づくりが望まれています。

これまでも、「次世代育成支援行動計画」などで推進してきましたが、働き続けながら、松戸で子育てしやすい環境を整備する施策の必要性が増しています。

また、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」などにより推進してきた高齢者福祉についても、いつまでも元気に高齢を迎えられる施策や、介護が必要になっても安心していただける施策によって、活力ある街を維持していくことが重要です。

図表01-2 年齢別純移動数(平成15年～19年合計)



出典：「松戸市人口推計(平成21年1月)」

2 地球温暖化など環境問題の深刻化と持続可能な社会への転換

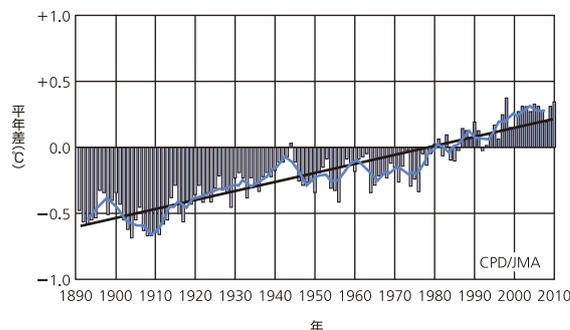
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成19年に取りまとめた第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74(0.56～0.92)℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17(12～22)cm上昇しました。また、日本では20世紀中に平均気温が約1℃上昇しました。

地球環境問題は、温暖化のほかオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模で広がっており、深刻な全人类的課題となっており、私たちの健康や生態系等に甚大な影響が生じています。

本市では、「省エネルギービジョン」「新エネルギービジョン」と、その後、それらを包含した「地球温暖化対策地域推進計画(減CO₂大作戦)」を策定し、地球温暖化の防止のための施策を推進しています。また、もったいない運動により、人・もの・自然を大切に
する精神を広めています。

今後は、市自らが率先垂範することはもちろん、市民や市内事業所の皆さんとともに、一体となって、環境負荷を低減し持続可能な社会を構築するための取り組みをしていくことが望まれています。

図表01-3 世界の年平均気温の年平均差の経年変化



出典：気象庁ホームページ

3 安全・安心に向けての意識の高まり

平成21年の市内で発生した刑法犯認知件数^{*4}は、6,929件であり、平成13年の13,189件から比べると半減しています。しかしながら、経済状況の悪化を反映してか、「ひったくり」や自転車・オートバイなどの乗り物の盗難が増加しています。なお、本市の交通事故発生件数は、近年全体的に減少していますが、高齢者や子どもなど交通弱者に関係する事故は余り減少していません。

自然災害は、大雨による浸水被害などが年に数回あるほかは、地震などによる大きな被害は幸いにしてありません。しかし、内閣府の中央防災会議でも、首都直下地震の危険性が指摘されており、災害対応の必要性は高まっています。

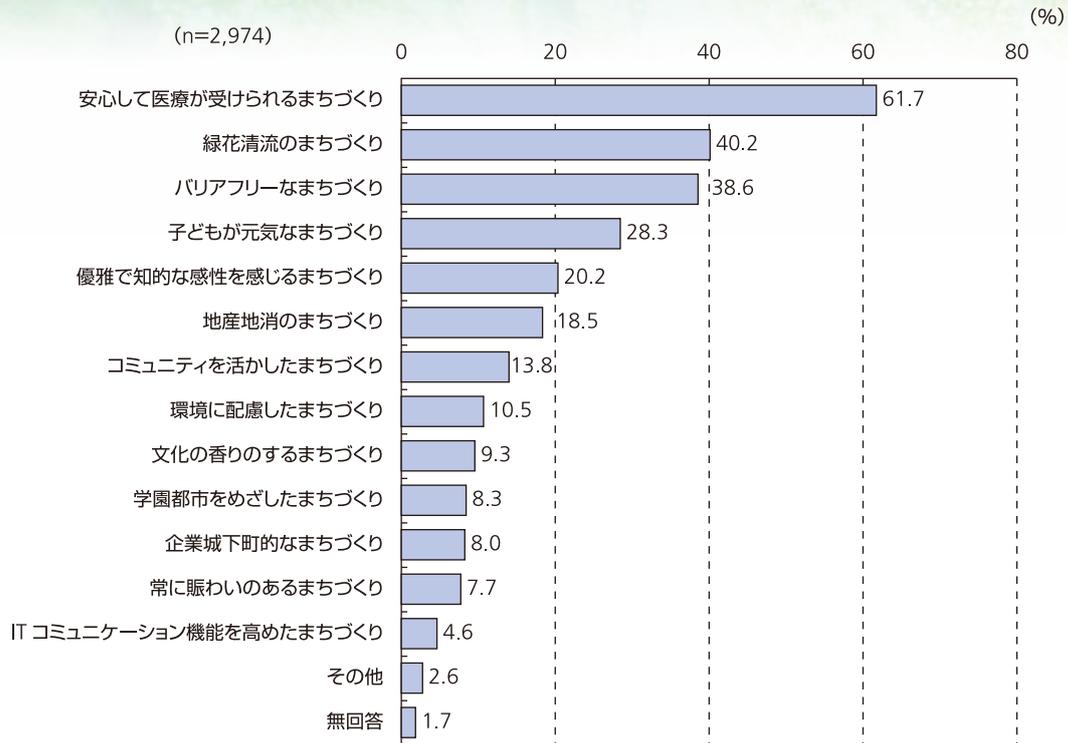
そして、他の地域で医療機関における救急車の受入れ態勢が問題となったように、「安心して医療が受けられるまちづくりへの要望」は、「後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査(平成21年3月)」において、最も高くなっています。

本市においては、平成16年4月の「安全で快適なまちづくり条例」の制定、平成19年4月の「警防ネットワーク」の創設などにより、市民・地域、警察、行政などの連携による防犯推進体制を整備してきましたが、今後も、防犯協会を中心に、町会・自治会との連携による地域防犯活動の強化が望まれています。

また、本市の自主防災組織の結成率は、87.3%(平成21年度)と高く、防災意識は高いですが、今後も、消防団、地域防災リーダーなども含めた連携を高め、いざという時の対応能力を高めることが望まれています。

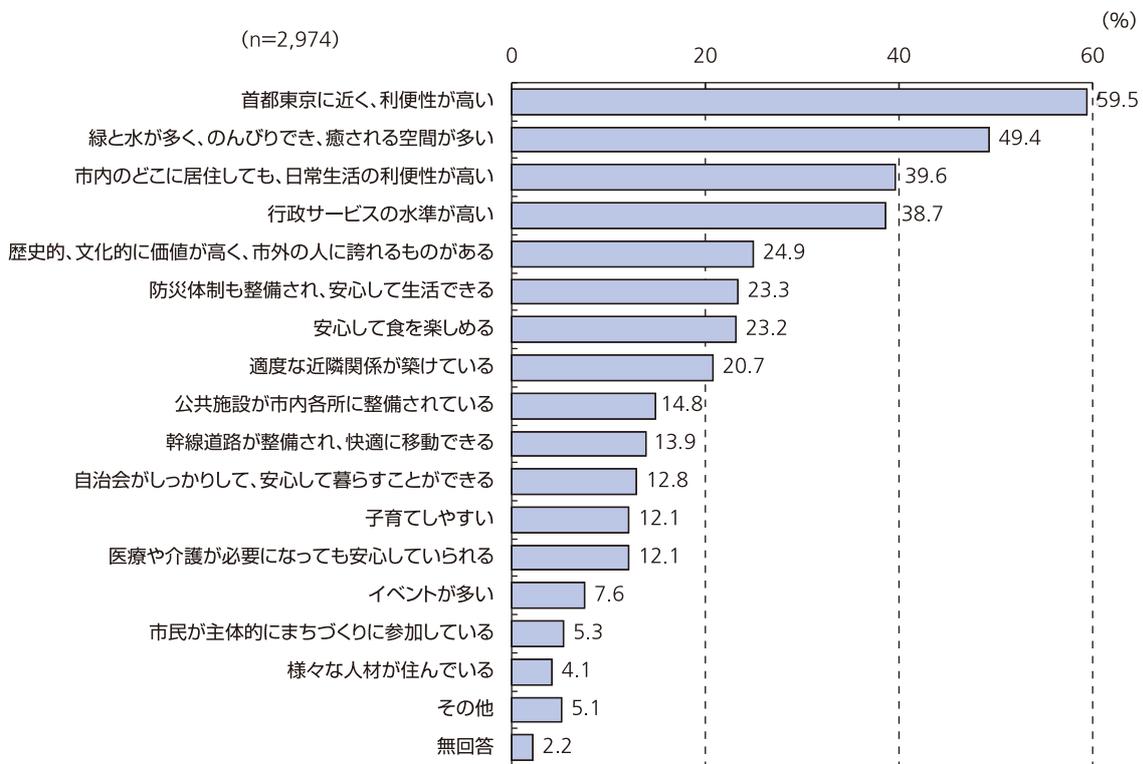
さらに、本市には、三次救急医療施設^{*5}である国保松戸市立病院を含め、8箇所の千葉県指定救急医療機関があります。国保松戸市立病院の建替えを踏まえ、更なる安心できる受療環境の整備が期待されています。

図表01-4 まちづくりの方向性



出典：「後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査(平成21年3月)」

図表01-5 松戸市の良さ・強み



出典：「後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査(平成21年3月)」

4 社会資本の更新時期の到来

本市の公共施設としては、市役所本館(昭和34年)、市民会館(昭和39年)、市役所新館(昭和45年)、運動公園武道館など(昭和46年)、常盤平支所・市民センター(昭和47年)、図書館本館・斎場・東部市民センター(昭和48年)、健康増進センター(現：市民活動サポートセンター)・稔台市民センター(昭和49年)、小金原支所・市民センター・青少年会館・総合福祉会館などが、順次、建設されるとともに、現存する市営住宅としては昭和41年から順次建設されました。

また、人口急増に合わせて、都市計画街路などの道路網、公共下水道などの社会資本も整備してきました。

こうして整備された施設なども、年数を経て老朽化が進み、耐震補強、建替えなどの再編整備が課題となっています。

5 市民活動の活発化と新たな市民参加方式の取り組み

本市では、平成16年に市民活動サポートセンターを開設し、ボランティア・市民活動の支援をおこなってきましたが、さらに、「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築のため、平成19年7月に「協働のまちづくり条例」を制定しました。そして、「協働事業提案制度」や、「協働のまちづくり基金」「市民活動助成金交付制度」を創設し、市民活動の活性化や協働の推進を行っています。

さらには、総合計画後期基本計画の策定にあたっては、できるだけ多くの市民の参加を促進するため、約300名を対象とした「あなたの想いを聴くインタビュー」、111名が参加した2日間にわたる「松戸市の未来を考える市民フォーラム」、57名の市民委員と15名の職員委員が膝を交えて話し合い提言を行った「まつど未来づくり会議」を行ってきました。

そうした中で、既存のコミュニティを支える町会・自治会活動、地区社会福祉協議会^{※6}の活動の活性化、着々と増加しているNPO団体、ボランティア団体を含めた中で、連携し、地域全体で豊かな活力ある社会を創りあげていくことが望まれています。

図表01-6 主な公共施設等

| | 施設名 | 建築年度 |
|--------------|--------------------|------|
| 市役所庁舎・支所等 | 市役所本館 | 昭和34 |
| | 市役所新館 | 昭和45 |
| | 市役所別館 | 昭和57 |
| | 市役所議会棟 | 昭和53 |
| | 常盤平支所 | 昭和47 |
| | 小金原支所 | 昭和50 |
| | 六美支所 | 昭和54 |
| | 馬橋支所 | 昭和55 |
| | 新松戸支所 | 昭和56 |
| | 矢切支所 | 昭和57 |
| | 東部支所 | 昭和58 |
| | 小金支所 | 平成4 |
| スポーツ施設・公園施設 | 小金原体育館 | 昭和59 |
| | 常盤平体育館 | 昭和61 |
| | 柿ノ木台公園体育館 | 平成11 |
| | 松戸運動公園武道館・野球場 | 昭和46 |
| | 松戸運動公園体育館 | 昭和49 |
| | 松戸運動公園陸上競技場 | 昭和51 |
| | 松戸運動公園プール | 昭和46 |
| | 松戸中央公園プール | 昭和42 |
| | 新松戸プール | 昭和56 |
| | 栗ヶ沢公園庭球場 | 昭和46 |
| 金ヶ作公園庭球場 | 昭和48 | |
| | パークセンター(21世紀の森と広場) | 平成5 |
| 清掃工場 | 六和クリーンセンター | 昭和51 |
| | クリーンセンター | 昭和55 |
| | 東部クリーンセンター | 昭和55 |
| | 日暮クリーンセンター | 昭和62 |
| | 和名ヶ谷クリーンセンター | 平成7 |
| コミュニティ施設・会館等 | 常盤平市民センター | 昭和47 |
| | 東部市民センター | 昭和48 |
| | 稔台市民センター | 昭和49 |
| | 小金原市民センター | 昭和50 |
| | 古ヶ崎市民センター | 昭和51 |
| | 馬橋市民センター | 昭和51 |
| | 五香市民センター | 昭和52 |
| | 明市民センター | 昭和53 |
| | 小金市民センター | 昭和53 |
| | 六美市民センター | 昭和54 |
| | 新松戸市民センター | 昭和56 |
| | 馬橋東市民センター | 昭和57 |
| | 小金北市民センター | 昭和58 |
| | 松飛台市民センター | 昭和59 |
| | 二十世紀が丘市民センター | 昭和60 |
| | 八柱市民センター | 昭和63 |
| | 八ヶ崎市民センター | 平成3 |
| | 北山市民会館・斎場 | 昭和48 |
| | 衛生会館 | 昭和51 |
| | 女性センターゆうまつど | 昭和55 |
| | 勤労会館 | 昭和55 |
| | 市民会館 | 昭和39 |
| | 市民劇場 | 昭和55 |
| | 森のホール21(文化会館) | 平成5 |
| | 図書館本館 | 昭和48 |
| | 博物館 | 平成4 |
| | 戸定歴史館 | 平成3 |
| 青少年会館 | 昭和50 | |
| 総合福祉会館 | 昭和50 | |
| 市民活動サポートセンター | 昭和49 | |
| 健康福祉会館 | 平成10 | |

出典：管財課資料をもとに作成

6 地方分権改革の更なる進展

地方分権改革を推進するため、平成18年12月、地方分権改革推進法が制定され、平成19年4月に、地方分権改革推進委員会が設置されました。この委員会では、平成20年5月に、基礎自治体への権限委譲、個別行政分野の事務・事業の見直しなどを盛り込んだ「第1次勧告」を、さらには12月には、国の出先機関の見直しなどについて「第2次勧告」を、平成21年10月には、国の義務付け・枠付けの見直しに関する具体的措置や地方自治関係法制の見直し、国と地方の協議の場の法制化を柱とした「第3次勧告」を、11月には、税財政について「第4次勧告」を行いました。

また、新たな政権のもと、平成21年11月には、地域主権戦略会議が内閣府に設置され、「地域主権」に資する改革に関する施策が検討され、平成22年6月に、「地域主権戦略大綱」が閣議決定されています。基礎自治体への更なる権限委譲等も検討されている中で、基礎自治体たる本市としても、財政的基盤の確立も含めた更なる地域経営能力の強化、広域行政の推進が望まれています。

7 地方財政の健全化、公会計改革に向けた取り組み

地方自治体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。これにより、本市においても、平成19年度決算より、毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率^{*7}、連結実質赤字比率^{*8}、実質公債費比率^{*9}、将来負担比率^{*10})を監査委員による審査、議会への報告を経て公表しています。また、平成20年度決算からは、これらの比率に基づき、「早期健全化段階(財政健全化計画の策定、起債許可等)」「再生段階(再生計画策定、起債制限等)」の判断基準が適用されるようになりましたが、本市においては、いずれも大幅に基準を下回っています。

しかしながら、財政力が比較的弱いこともあり、財政の健全化に向けた取り組みを不断の努力で行っていくことが望まれています。

また、資産・債務の適切な管理や現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿記の考え方を導入した公会計の整備が重要な課題とされており、本市においても、財務4表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)の作成に取り組んでいます。

図表01-7 平成21年度決算における健全化判断比率の概要

| | 松戸市の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | -% | 11.25% | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | -% | 16.25% | 40.00% |
| 実質公債費比率 | 6.9% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | 29.9% | 350.0% | |

※ 松戸市の比率欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字を生じておりませんので、「-%」で表示しています。